

# 平成30年度コンプライアンス推進計画

平成30年3月15日付け29農畜機第6603号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、「独立行政法人農畜産業振興機構のコンプライアンスの推進に関する基本方針」（平成20年6月3日付け20農畜機第1047号。以下「基本方針」という。）に基づき、倫理の保持、個人情報の保護、ハラスメント防止をはじめ機構のコンプライアンスを一層推進するため、平成30年度においては、以下の取り組みを行うものとする。

## 1 コンプライアンスの推進体制

### (1) コンプライアンス委員会における審議

コンプライアンス委員会において、機構のコンプライアンスの推進に関する事項について審議する。

### (2) 管理責任者等によるコンプライアンスの推進

コンプライアンスの推進に当たっては、部、室及び事務所（以下「部室等」という。）における日常の取り組み及び役職員一人一人の意識向上による責任ある言動が基本となる。

このため、管理責任者（基本方針の4の（3）の管理責任者をいう。以下同じ。）及び管理責任補助者（基本方針の4の（4）の管理責任補助者をいう。以下同じ。）は、前年度の取組実績、2の（3）のコンプライアンスに関する認識度調査の結果等を踏まえ、部室等におけるコンプライアンスの推進のために必要な措置を講じるものとする。

また、管理責任者及び管理責任補助者等で構成するコンプライアンス推進会議をコンプライアンス委員会の開催前に1回以上行い、部室等におけるコンプライアンス推進のための取り組みの共有、翌年度のコンプライアンス推進計画についての意見交換等を行う。

### (3) コンプライアンス推進相談等窓口における対応

機構の内外に設置したコンプライアンス推進相談等窓口において、コンプライアンスに関する相談・通報に適切に対応する。

なお、当窓口における事務の取扱いについては、独立行政法人農畜産業振興機構公益通報等取扱規程（平成18年3月31日付け17農畜機第4968号）を準用する。

## 2 コンプライアンスの推進に向けた取り組み

### (1) コンプライアンス推進週間

役職員が日々の行動を振り返り、コンプライアンスへの理解を深める機会として、上期及び下期の年2回、コンプライアンス推進週間を設置し、以下の取り組みを行う。

#### ア 教育資材視聴会

教育資材視聴会を、コンプライアンス推進週間の業務時間内に複数回実施する。原則として、全役職員が上期及び下期の教育資材視聴会に参加することとする。なお、出張等の業務都合で参加できない者には、別途視聴会を開催する、教育資材の貸し出しを行う等の対応を行う。

#### イ アンケート調査等

職場におけるコンプライアンス関係の問題の有無を確認するため、アンケート調査を実施する。

また、職場のコミュニケーションを促進し、風通しの良い職場環境をつくるため、

管理職を対象に自己点検を実施する。

これらの結果は、管理責任補助者にフィードバックする。

ウ コンプライアンスチェック

役職員のコンプライアンスに関する理解度を点検するため、原則事務局採点方式でコンプライアンスチェックを実施する。

採点結果は、管理責任補助者にフィードバックする。

エ キャッチフレーズの募集

役職員がコンプライアンスについて考える機会として、コンプライアンスの推進に関するキャッチフレーズを募集する。最もふさわしいキャッチフレーズをポスター等に掲載し、コンプライアンスの推進に活用する。

オ コンプライアンスカードの配布

倫理保持やハラスメント防止等のポイント及びキャッチフレーズを掲載した名刺サイズのコンプライアンスカードを作成し、コンプライアンス推進週間（年2回）に、役職員に配布する。

これにより、役職員が常に倫理規程等のポイントを確認できるようにし、また、出張先等で利害関係者に機構の立場や倫理規程について説明する際のツールとしても活用できるようにする。

(2) コンプライアンスの推進に関する各種研修

ア 新規採用職員等に対する研修（随時）

新規採用職員、新任管理職員等に対し、それぞれのステージに応じたコンプライアンスに関する知識を習得させるため、コンプライアンス委員会事務局による研修を実施する。

イ eラーニング研修（年1回）

コンプライアンスに関する知識を深めるため、全役職員を対象にeラーニング方式による研修を実施する。

ウ 外部講師研修（年1回）

コンプライアンスに関する知識を深めるため、外部講師による研修を実施する。

(3) コンプライアンスに関する認識度調査

部室等におけるコンプライアンスの推進状況を点検するため、また、管理職員と非管理職員の間でコンプライアンスに関する認識にズレがあるかどうかを把握するため、調査を実施する。

調査結果は、管理責任者及び管理責任補助者にフィードバックし、コンプライアンス上の問題があると思われる場合は、改善を促す。

(4) コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例集や有益な情報、規程等をイントラネットに掲載し、必要に応じて拡充・更新する。

3 コンプライアンスに関する情報の積極的な公開

機構のコンプライアンスに関する情報公開を積極的に進めるため、基本方針及び推進計画、コンプライアンス委員会の審議内容等（同委員会において公表が適当でないとされたものを除く。）について、ホームページで随時公表する。